

教育原理  
第 11 テーマ 就学前教育(2)  
幼保一元化

日付:

0 幼保二元体制の確認(略)

☆幼保二元体制とは何か

☆幼稚園と保育所はどのような点において異なるか、両者の具体的な違いは何か

☆幼保二元体制の問題点→第 10 テーマ

I 幼保二元体制をめぐる教育・保育政策概要

→【資料1】

II 幼保二元体制をめぐる近年の動向

☆幼保 体制から幼保 へ

☆幼保

・ と の協働や連携を進めていくこと。

・さらには、幼稚園と保育所 の施設として統合していくこと。

①幼保二元体制を維持したまま幼稚園と保育所が連携すること。

②幼稚園と保育所をめぐる根拠法令、所管省庁、設置運営の基準、教育／保育の基準、保育者の免許・資格などを統一(「 」)すること。

③幼稚園／保育所という区分そのものをなくし、一種類の(一元化された)幼児教育施設を新設すること。

☆幼保一元化の流れ (概要)

※①～③の目的は？

※①～③の違いは？

※保育に欠ける子／欠けない子の平等を実現する方法は？

①民間の努力 ... 同一敷地内における幼稚園・保育所の併設など

・幼稚園と保育所の施設の共有化(1998～)、幼保一体型施設など

②各自治体による幼保一元化 ... 港区「こども園」、足立区「幼保園」など

【参考】 港区こども園 (現:港区芝浦アイランドこども園)

【参考】 東習志野こども園、袖ヶ浦こども園、杉の子こども園



【資料1】 幼保二元体制をめぐる教育・保育政策概要

| 幼稚園   |                  | 保育所    |                 |
|---|------------------|--------|-----------------|
| 1947  | 「学校教育法」施行        | 1947   | 「児童福祉法」施行       |
| 1948  | 文部省『保育要領』(試案)    | 1948   | 厚生省『児童福祉施設最低基準』 |
|   |                  | 1950   | 厚生省『保育所運営要領』    |
|   |                  | 1951   | 児童福祉法改正「保育に欠ける」 |
|   |                  | 1952   | 厚生省『保育指針』       |
|   |                  | 1950末～ | 女性労働者の急増、保育所増加  |
| 1956  | 文部省『幼稚園教育要領』     |        |                 |
| 1963 文部省初等中等教育局長・厚生省児童局長共同通知*               |                  |        |                 |
| 1964  | 『幼稚園教育要領』改訂(告示)  | 1965   | 厚生省『保育所保育指針』    |
| 1987 臨時教育審議会最終答申 両施設の運営の弾力化を答申*             |                  |        |                 |
| 1989  | 『幼稚園教育要領』改訂      | 1990   | 『保育所保育指針』改訂     |
| 1996 地方分権推進委員会第一次勧告(幼稚園と保育所の施設共有化の要求)       |                  |        |                 |
| 1998 文部省・厚生省共同通知「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」 |                  |        |                 |
| 1998  | 『幼稚園教育要領』改訂      |        |                 |
| 1999  | 文部省、満3歳児の随時入園の見解 | 1999   | 『保育所保育指針』改訂(通知) |
| 2000 文部省、幼稚園と保育所の設置者の相互乗り入れについて規制緩和         |                  |        |                 |
| 2001 厚生労働省、保育士資格と幼稚園教諭免許のダブル取得への支援表明(2002～) |                  |        |                 |
| 2004 「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」       |                  |        |                 |
| 2006 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」施行  |                  |        |                 |
| 2008  | 『幼稚園教育要領』改訂      | 2008   | 『保育所保育指針』改訂(告示) |
| 2010 「子ども・子育て新システム検討会議」を開催(「こども園」構想)        |                  |        |                 |
| 2012 「総合こども園法案」廃案、「認定こども園法」一部改正法公布          |                  |        |                 |
| 2015 「新制度」発足                                |                  |        |                 |

\*幼稚園と保育所の機能あるいは目的が異なることを通知ないし答申

【資料2】 「認定こども園法」一部改正法の概要(抜粋)

☆ 型認定こども園の再定義(第10テーマⅢの表も参照)

- ・所管省庁:内閣府「子ども・子育て本部」
- ・根拠法令:「認定こども園法」、学校教育法、児童福祉法
- ・関連法令:子ども・子育て支援法ほか
- ・施設の区分:学校及び児童福祉施設
- ・施設の目的:義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うこと……
- ・教育課程:幼保連携型認定こども園教育・保育要領(2014.4.30)
- ・設置主体:国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人
- ・認可主体:都道府県知事
- ・利用者負担:市町村が保育料を設定、徴収 一定の要件下で施設による追徴収も可
- ・教育委員会の関与:(公立) 事務を執行するにあたり教育委員会の意見を聞くこと等

- ・配置職員：園長、  
、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員(必置)  
保育教諭に必要な資格・免許状 ..... 幼稚園教諭免許状および保育士資格
- ・公立職員の身分：教育公務員特例法に規定される教育公務員(原則)

【資料3】 地域型保育の概要

☆地域型保育 ... 「施設(原則 人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業」

- ・小規模保育 ..... 年齢 ～ 、人数 ～ 人。
- ・家庭的保育 ..... いわゆる「 」。
- ・事業所内保育 ..... 従業員用の保育施設。
- ・居宅訪問型保育 ..... いわゆる 。

【背景】

- ・待機児童の多くが 歳未満
- ・都市部における中・大規模保育の困難
- ・過疎地における子どもの減少
- ・認定こども園に 歳未満受託義務なし

問1 幼稚園と保育所の違いについて、以下の空欄に適切な用語を挿入しなさい(再掲)。

|           | 幼稚園   | 保育所(認可保育所)                           |
|-----------|---|--------------------------------------|
| 所管省庁      | _____   | _____                                |
| 根拠法令      | _____   | _____                                |
| 施設の基準文書   | _____   | _____                                |
| 施設の区分     | _____ (幼稚園)   | _____ (保育所)                          |
| 目的        | 幼児を_____し、幼児の健やかな成長のために適当な_____を与えて、その心身の発達を_____すること | _____乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて_____を行うこと   |
| 入園・入所対象   | 満_____歳～_____の幼児                                      | _____歳～_____の「_____」乳幼児              |
| 年間開設日数    | <u>39週以上</u>  | 300日                                 |
| 一日の保育時間   | 標準 _____ 時間※預かり保育(H12～)                               | 原則 _____ 時間 ※延長保育(S56～)              |
| 長期休暇      | あり  | なし                                   |
| 教育課程・保育内容 | _____ ( _____ ) に従い各園が教育課程を編成・実施                      | _____ ( _____ ) に基づき各所が保育・指導計画を作成・実施 |
| 入所契約の形態   | 保護者と施設の _____ 契約                                      | 保護者と _____ の契約(入所要件あり)               |
| 保育者の名称    | _____   | _____                                |
| 保育者の資格    | _____ (専修、一種、二種)                                      | _____                                |
| 歴史        |   |                                      |

問2 以下の設問に答えなさい。

①幼保二元体制とは何か、説明しなさい。その際、以下の語群の用語を使用してかまわない。

【語群】 協働、連携、統合、省庁、身分、資格、施設、「保育に欠ける」

②幼保一元化とは何か、説明しなさい。その際、上の語群の用語を使用してかまわない。

③幼保一元化をめぐる近年の動向について、自由に論じなさい。